

【参考】非課税世帯相当の限度額（御嵩町）

扶養している親族の状況	非課税相当限度額（収入額）	非課税相当限度額（所得額）
単身または扶養親族がない場合	93.0万円以下	38.0万円以下
配偶者または扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円以下	82.8万円以下
配偶者または扶養親族（2名）を扶養している場合	168.0万円以下	110.8万円以下
配偶者または扶養親族（3名）を扶養している場合	209.7万円以下	138.8万円以下
配偶者または扶養親族（4名）を扶養している場合	249.7万円以下	166.8万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	204.4万円未満	135.0万円以下